

筑後川水系フルプランの中間時点の点検の目的と進め方

1. 点検の目的

- ・ 全部変更した水系において、おおむね5年を目途に計画の達成度について点検を行う。

2. 点検の進め方

- ・ 部会における調査・審議を踏まえ、点検結果案を作成する。
- ・ 計画の達成度の点検については、おおむね下記の事項について行う。
 - ① 需給計画の状況
 - ② 建設事業の進捗状況と効果
 - ③ その他重要事項の達成状況
- ・ 点検結果については、HPにより公表する。

3. 部会の予定（案）

開催時期等	審議内容等
第1回 (H22. 12. 1~2)	現地調査・点検の進め方・需要実績の動向（概要）・事業の状況 等
第2回以降	需給計画の点検結果・現状の課題（関係県と意見交換）・現状総括と今後の対応・点検結果とりまとめ（案） 等

水資源開発基本計画の中間時点の点検に当たって

筑後川水系フルプランは、平成17年4月に全部変更が行われ、その後おおむね5年を経過したことから、①需給計画の状況、②建設事業の進捗状況と効果、③その他重要事項の達成状況等について、国土交通省として、現時点における中間時点の点検を行うものであり、点検に際して、国土審議会の意見を聞いている。

現政権は、できるだけダムに頼らない治水・利水を考えることとしており、そのための様々な検討を進めているところである。このような政権の方針の下で行う中間時点の点検における本部会での議論に当たっては、特に以下の点に留意する必要がある。

すなわち、中間時点の点検においては、筑後川水系の水需給計画とともに、現行フルプランに掲げられているそれぞれの事業の進捗状況の点検等を行うが、それら個別事業の必要性そのものについて議論する場ではない。

したがって、中間時点の点検の結果によって、掲げられている個別事業の必要性が担保されるあるいは否定されるものではない。

なお、現在実施されているダム事業の見直しの中で、個別事業の必要性が判断されれば、それに従って、必要に応じてフルプランの変更を行うこととなる。

現行筑後川水系における水資源開発基本計画の概要

1. 水の用途別の需要の見通し及び供給の目標

○ 水の用途別の需要の見通し及び供給の目標の目途とする年度：平成27年度

(1) 需要の見通し

都市用水については、新規需要水量のみではなく、既存施設で開発された水量、河川の自流、地下水を含む水系に依存する総量を示す。

農業用水については、農業基盤の整備に伴って増加する新規需要水量を示す。

(都市用水) 約10m³/s (最大取水量)

(農業用水) 約0.1m³/s (夏期かんがい期間における平均取水量)

(2) 供給の目標

水の需要に対し、近年の降雨状況等による流況の変化を踏まえた上で、地域の実状に即して安定的な水の利用を可能にする。

2. 供給の目標を達成するために必要な施設の建設に関する基本的な事項

(掲上事業) 福岡導水事業、大山ダム建設事業、佐賀導水事業、筑後川下流土地改良事業、小石原川ダム建設事業、両筑平野用水二期事業

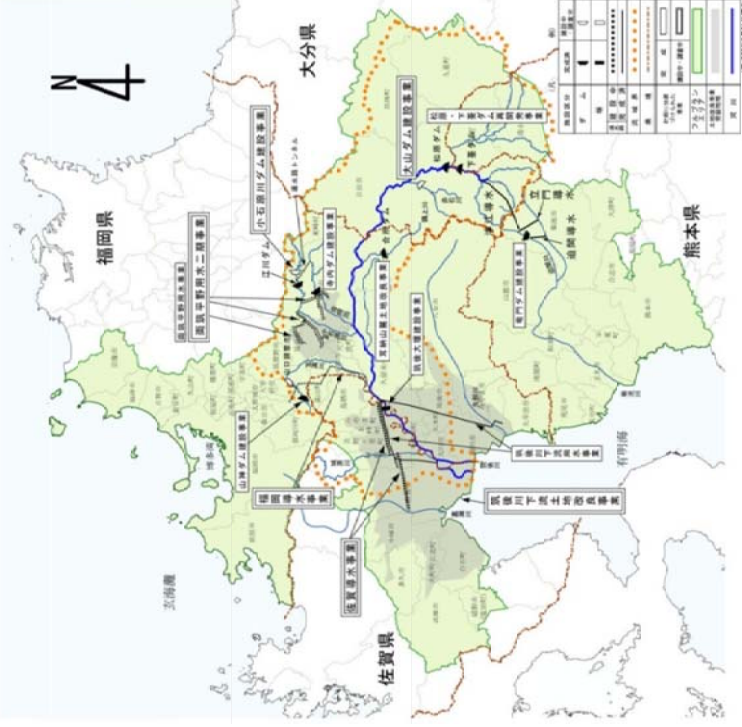
3. その他水資源の総合的な開発及び利用の合理化に関する重要事項

- ・ 適切な水利用の安定性を確保するためには、需要と供給の両面から総合的な施策を講ずる。
- ・ 水源地域の開発・整備及び流域内外の地域連携を通じた地域活性化を図ること等により、関係地域住民の生活安定と福祉の向上に資するための方策を積極的に推進するとともに、ダム周辺の環境整備、水源の保全かん養を図るための森林の整備等必要な措置を講ずるよう努める。
- ・ 流域での健全な水循環を重視しつつ、治水対策に十分配慮するとともに、適正な土砂管理及び河川環境の保全に努め、下流既得水利、水産業、特にのり漁業等に影響を及ぼさないよう十分配慮する。さらに、既設ダム群等の有効活用により適正な流況の保持に努めるなどの筑後川の適切な水管理を図り、これにより、有明海の環境保全にも資するよう努める。
- ・ 安定的な水の供給を図りつつ、地下水が適切に利用されるよう地下水採取の規制、地下水位の観測や調査等を引き続き行う。
- ・ 水資源の開発及び利用の合理化に関する施策を講ずる。
- ・ 渇水に対する適正な安全性の確保のため、異常渇水対策の推進とともに、既存施設の有効活用方策等について総合的に検討し、その具体化を図る。
- ・ 水質及び自然環境の保全に十分配慮するとともに、水資源がもつ環境機能を生かすよう努める。
- ・ 各種長期計画との整合性、経済社会情勢及び財政事情に配慮する。

◇筑後川水系における水資源開発基本計画の概要

目標年度 平成27年度（2015年）

対象地域 筑後川水系に各種用水を依存する、福岡県、佐賀県、熊本県、大分県の諸地域



○ 計画策定経緯

- H17.3.24 国土審議会水資源開発分科会にて変更案了承
- H17.3.25~4. 8 関係県知事への意見照会
- H17.3.25~4. 4 関係行政機関の長との協議
- H17.4.15 閣議決定・国土交通大臣決定

○ 今後の予定

H22年度 中間時点の定期点検を実施予定

水需要の見通し

都市用水（水道・工業用水道）

平成27年度想定 10 m³/s

農業用水（新規需要水量のみを記載）

平成27年度想定 0.1m³/s

※筑後川下流土地改良事業の場合

供給の目標

近年の降雨状況等による河川流況の変化を踏まえ、安定的な水の利用を可能とする。

都市用水（水道・工業用水道）

近年20年に2番目の規模の渇水時において、整備済施設と
 掲上事業による供給可能量は、11m³/s

（なお、施設計画時の流況を基にした計画供給量は13m³/s）

農業用水（新規需要水量のみを記載）

筑後川下流土地改良事業により0.1m³/sを確保

掲上事業

○は都市用水供給量（施設計画時の流況を基にした計画供給量、単位m³/s）

福岡導水事業

：事業中

大山ダム建設事業(1.31)

：事業中

佐賀導水事業(0.65)

：H20年度完成

筑後川下流土地改良事業

：事業中

小石原川ダム建設事業(0.65)

：新たな基準に沿った検証の対象

両筑平野用水二期事業

：事業中